

改正

昭和59年8月31日教委規則第11号

平成2年8月30日教委規則第4号

平成5年5月31日教委規則第2号

平成12年3月28日教委規則第2号

平成13年12月27日教委規則第16号

平成14年12月25日教委規則第10号

平成30年1月26日教委規則第2号

令和7年10月1日教委規則第2号

太子町立公民館管理規則

(目的)

第1条 この規則は、太子町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和41年条例第20号。以下「条例」という。）に基づき、太子町立公民館（以下「公民館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条の規定により公民館を使用しようとする者は、公民館使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の使用申込みは、使用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に認めた団体及び第7条に規定する公民館活動団体が使用する場合は、この限りでない。

(使用許可書の交付)

第3条 使用の許可は、条例第9条に定める使用料の納付があつた後、使用許可書を交付して行う。

2 使用料免除の場合も使用許可書を交付する。

(使用料の減免)

第4条 条例第10条の規定による使用料を減免することができる場合及び当該減免の率は、別表に定めるとおりとする。

(使用料減免の申請)

第5条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を町長に

提出しなければならない。

(使用料返還の申請)

第6条 条例第11条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書を町長に提出しなければならない。

(公民館活動団体の使用)

第7条 公民館活動団体（行政と関わり、人と人の結びつき、仲間や地域とのつながりの中で地域づくりを目的として公民館で活動する団体で、別に定めるところにより登録された団体をいう。）が公民館を使用する場合は、公民館活動団体使用申請書を太子町教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、申請書等の様式その他公民館の管理運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和53年7月6日より施行する。
- 2 第5条の許可は、特に重要なものを除き館長に代行させることができる。
- 3 太子町公民館規則（昭和41年教育委員会規則第2号）は廃止する。

附 則（昭和59年8月31日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年8月30日教委規則第4号）

この規則は、平成2年11月1日から施行する。

附 則（平成5年5月31日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日教委規則第2号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月27日教委規則第16号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月25日教委規則第10号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月26日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年10月1日教委規則第2号）

この規則は、令和8年4月1日より施行する。

別表（第4条関係）

減免することができる場合	減免する率
ア 町及びその所属する機関が主催又は共催する事業のために使用するとき。	100分の100
イ 前号に定めるもののほか、町長が特別の事由があると認めるとき。	町長が相当と認める率